

「旧上瀬谷通信施設周辺における中量軌道輸送システム基本設計委託」

受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 道路局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「道路局要綱」という。）第10条第1項第5号の規定に基づき、「旧上瀬谷通信施設周辺における中量軌道輸送システム基本設計委託」をプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(審議事項)

第2条 道路局要綱第10条第1項第5号に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル提出者の決定（別紙1）
 - イ プロポーザルの評価方法の決定（別紙2）
 - ウ 提出要請書の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 特定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 受託候補者の特定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知

(提出要請書)

第3条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針（業務実施体制、予定技術者の経歴等）

- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
 - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (3) 提案内容の独創性・実現性等
 - (4) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
委員長 道路局総務部長
副委員長 道路局道路部長
委員 道路局計画調整部長
道路局計画調整部上瀬谷担当部長
道路局建設部長
道路局計画調整部企画課長
道路局計画調整部企画課上瀬谷担当課長
政策局国際園芸博覧会招致推進室国際園芸博覧会招致推進課担当課長
都市整備局市街地整備部上瀬谷担当部長
都市整備局市街地整備部市街地整備推進課上瀬谷担当課長

上記委員は、令和2年3月31日までとする。令和2年4月1日以降の委員については、3月31日までの機構改革前の所属・役職に相当する機構改革後の所属・役職に引き継がれるものとする。

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。
- 5 評価委員会を欠席した評価委員の評価は、採点に含めないこととする。

- 6 評価が同点となった場合、上位者を決定させるために、技術提案書評価基準の評価事項のうち、以下の項目順で点数比較を行う。なお、上位者が決まった段階で、それ以下の項目での比較は行わない。
 - (1) 業務実施方針等
 - (2) 業務実施体制
 - (3) その他
- 7 委員長は、評価結果を道路局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
- 8 評価委員会は、非公開とする。

(提案資格確認の通知)

第7条 取扱要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 取扱要綱第17条第2項により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時まで提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和2年2月10日から施行する。

(別紙1)

提案書提出者の資格要件

提案書を提出しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

(1) 令和元・2年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等）において、次の条件をすべて満たすこと。ただし、提案者が上記に掲げる一般競争入札有資格者名簿に未だ登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、当該契約に対応するとして定めた種目および細目において現に申込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登載が完了している場合は、この限りではない。

ア 種目「903：土木設計」を登録しており、細目「A：道路、橋梁等の設計」および細目「E：鉄道隧道・鉄道橋梁等の設計」を登録している。

イ 種目「905：建設コンサルタント等の業務」を登録しており、細目「A：建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」を登録している。

(2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託者候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱（最近改正平成31年4月1日）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 管理技術者は、技術士（建設部門：「鉄道」）の資格を有すること。

(4) 管理技術者は、鉄軌道の設計業務実績を有すること。

(5) 照査技術者は、技術士（建設部門：「鉄道」）の資格を保有すること。

(6) 照査技術者は、鉄軌道の設計業務実績を有すること。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(8) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと。

(9) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。

(10) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(11) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。

また、当該プロポーザルに共同企業体として提案書を提出しようとする者は、次にあげる条件をすべて満たす者とする。

(12) 当該プロポーザルに単体企業として参加しないこと。

(13) 分担履行方式による特定共同企業体であること。

- (14) 構成員の数は、2者であること。
- (15) 構成員の組合せは、当該プロポーザルの提案資格を有する者による組合せであることとし、いずれの構成員が代表構成員となるかについては、当該共同企業体の構成員の選定に委ねることとする。
- (16) 共同企業体の結成方法は、当該プロポーザルの提案資格を有する者による自主結成とする。この場合、当該プロポーザルの参加申込において、同時に2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(別紙2)

評価基準表

		評価項目	評価の視点	配点	
業務実施体制	管理技術者	①実績内容	類似業務の実績があるか	30	140
		②手持ち業務量	手持ち業務量が過度でないか	10	
		③技術資格・経験	技術資格を保有しているか	20	
	照査技術者	④技術資格・経験	技術資格を保有しているか	20	
	主たる担当技術者	⑤実績内容	類似業務の実績があるか	30	
		⑥手持ち業務量	手持ち業務量が過度でないか	10	
	主たる担当技術者含む	⑦技術資格・経験	技術資格を保有しているか	20	
業務実施方針等	⑧業務及び工程計画	全体計画の策定に向けて必要な作業内容が具体的に整理され、妥当な工程計画となっているか。	15	45 × 10 人 = 450	
	⑨景観・維持管理等に配慮したデザインについて	景観や維持管理等に配慮したデザインについて独創性、実現性の高い提案がなされているか	10		
	⑩工期、施工方法等を配慮した設計について	工期、施工方法等を配慮した設計について独創性、実現性の高い提案がなされているか	10		
	⑪総合的なコストについて	総合的なコストに関する事項について独創性、実現性の高い提案がなされているか	10		
その他	⑫取組意欲	企業・担当者の取組意欲があるか	5	10 × 10 人 = 100	
	⑬理解度	業務の内容を的確に把握・理解しているか	5		

※業務実施体制については、事務局にて評価を行い、評価委員会で承認を行う。

※業務実施方針等については、45点×評価委員人10人＝450点を評価点とする。

※その他については、10点×評価委員10人＝100点を評価点とする。

